

期日指定定期

令和3年3月22日現在

商 品 名	・ 期日指定定期預金
販 売 対 象	・ 個人のみ
期 間	・ 最長3年、(据置期間1年) ・ 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。 ただし、満期日の指定は1か月前までに必要です。満期日の指定がない場合は預入日から3年後の応答日とします。 ・ 預入時の申出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 一括預入 ・ 100円以上300万円未満 ・ 1円単位
払 戻 方 法	・ 満期日以後に一括して払戻します。 ・ お預入れ日から1年経過後は1万円以上の金額で一部払戻しも可能です。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 固定金利 ・ 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎に複利計算します。
税 金	・ 利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手 数 料	_____
付 加 可 能 特 約 事 項	・ 自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・ マル優の取扱いができる場合がありますので、窓口でご確認ください。

<p>中途解約時の 取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原則として満期日前に解約することはできません。 満期日前に解約する場合は、別表（※1）の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。 <p>※1. 別表「定期預金の中途解約利率表」</p>
<p>金利情報の 入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金利はホームページでご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードもしくは窓口へご照会ください。
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 別表（※2）のとおり受付けております。 <p>※2. 別表「苦情・紛争等の受付窓口」</p>
<p>その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の対象預金となります。 預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本1,000万円までとその利息が対象となります。 <p>ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。</p>